

環境審査顧問会風力部会

議事録

1. 日 時：平成30年4月13日（金）13：28～15：20

2. 場 所：経済産業省別館1階 104各省庁共用会議室

3. 出席者

【顧問】

河野部会長、阿部顧問、岩瀬顧問、川路顧問、近藤顧問、鈴木伸一顧問、
鈴木雅和顧問、村上顧問、山本顧問

【経済産業省】

高須賀統括環境保全審査官、常泉環境保全審査官、松橋環境審査担当補佐、
松浦環境審査担当補佐 他

4. 議 題

(1) 環境影響評価方法書の審査について

① 株式会社レノバ （仮称）苓北風力発電事業

方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解及び熊本県知事意見の説明

5. 議事概要

(1) 開会の辞

(2) 配付資料の確認

(3) 環境影響評価方法書の審査について

①株式会社レノバ 「(仮称) 苓北風力発電事業」

方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解及び熊本県知事意見の概要説明を
行った後、質疑応答を行った。

(4) 閉会の辞

6. 質疑内容

(1) 株式会社レノバ 「(仮称) 苓北風力発電事業」

<方法書、補足説明資料、意見概要と事業者見解及び浜松市長意見の説明>が

○顧問 ありがとうございました。

先生方からご意見をいただく前に、私から気づいた点を事業者の方にお伺いしますが、

系統連携を確保しているが、これから調査して工事計画を最終的に詰めるというお話ですが、どういうことなのでしょう。要するに、風況を確認してから詳細を詰めるが、風況を見た結果として余り思わしくなかったら撤退するのですか。その辺の説明をお願いします。

○事業者 今、系統連携のところに関しては、我々は確保しております、一言で言いますと、やはり風が吹かなかった場合等々あれば、撤退するという形にはなります。

○顧問 ということは、今の段階では、まだ事業を実施するかどうかはフィフティー・フィフティーだということですか。

○事業者 そうですね。その場合、系統をリリースするといいますか、今申し込んでいるものを我々は一旦引きますという形で、またその枠が空いてくるという形になります。

○顧問 分かりました。

それと、今年の夏から環境調査に入るというお話ですよ。ところが、補足説明資料では29年の夏からと書いてあるのですが、間違いですか。

○事業者 失礼しました。30年の夏からが正しいです。それが最短の場合です。

○顧問 それから、水切りは漁港の耐力を確認して、大体大丈夫というのですが、この地点は、事業対象区域に4,000kWクラスを上げるのに、道路上は、大型車は大丈夫なのですか。

○事業者 こちらもあわせて輸送業者さんに確認していただいて、大丈夫という回答をいただいております。

○顧問 ということは、北側に連絡道路というか、利用予定のところには緑の線がありますが、そこから事業対象区域の中の尾根筋に上げるところに、既設の道路はあるのですが、それは改変をしなくても大丈夫、上げられるという前提ですか。

○事業者 その点に関しましては、補足説明資料の非公開版、5ページになるかと思いますが、簡単に申し上げますと、道路の改変、拡幅が必要な場所に関しては事業実施区域に含めているとご理解いただければと思います。

○顧問 要は、赤線がずっと来て、事業対象区域に入って点線になりますよね。結構Uターンするような急カーブのところがあるので、その辺は大丈夫かなとお聞きしたかったのですが、大丈夫という前提ですね。

○事業者 その点につきましても、数カ所、外側に拡幅を考えております。

○顧問 そうすると、拡幅予定だということになると、登り口のところは点線になって

いて、既設になっているが、その部分に、拡幅はないのですか。

○事業者 正確にお伝えしますと、5ページの図の太いピンクの線と申しますか、こちらに関しては、拡幅はありません。その後の事業実施区域内の破線の部分に関しては拡幅ですとかというものが入りますので、事業実施区域に含めているということです。

○顧問 この凡例でいくと、新設と拡幅予定の道路ということで緑になっているのですが、登り口のところは、拡幅はないと見えます。要するに事業実施区域の中にあっても、拡幅があるのであれば改変の予定があると表示してもらった方がよいのですが。

○事業者 かしこまりました。準備書で修正するようにいたします。

○顧問 そういうことですね。

○事業者 はい。なので、破線の部分も、新設ではありませんが、拡幅の可能性があるので修正いたします。

○顧問 それでは、先生方から、今の点も踏まえてご意見等をいただければと思います。他の先生、お願いします。

○顧問 今の全く同じ、補足説明資料の5ページの図なのですが、要は、県道286号から尾根筋に入るのがどこかよく分からなかったのですが、一点破線のところですね。そうすると、かなり急な勾配のところへ行くということでよろしいのでしょうか。

○事業者 平均的に10%の勾配でございます。1区間だけ16%のところがありますが、そこは補助運搬設備、例えばトラクターで引っ張るとか、そのようなことで輸送可能だと計画しております。

○顧問 分かりました。先ほどご説明のとき、東の方から入ってくると言われたので、ずっと東の方の高いところから、この尾根筋に沿って下ってくるのかと思ったのですが、そうではないわけですね。

○事業者 そうですね。東の方から入ってくるというものに関しては、大物の輸送ではなくて、生コン車でございます。生コン車も原則は海際の国道がメインのルートになりますが、東の県道から少し入ってきます。これはゼロではなからうということで、生コン車の主要ルートということでお示しさせていただいています。大物に関しては港から直接入ってくるという形です。

○顧問 分かりました。次に、108ページに類型区分の図があります。全域C類型となっているのですが、土地利用の状況を見ると、全体に森林と農業地域があって、都市計画区域がないなと思っていました。107ページの表3.2-20の表(1)の注のところのC類型

の最後に、用途地域以外の地域をC類型とすると書いてあるので、そうなのだろうなと思ったのですが、これは荅北町独特の設定の仕方なのですか。それとも、熊本県全体にこういう地域類型指定がされているのでしょうか。一般には用途地域指定がされているところで商工業とか、そういうところを指定するのですが、農業地域とか森林のところもC類型になっているので、少し不思議に思ったのですが、これは間違いはないですか。

○事業者　こちらは確認しております、このとおりの設定になっております。

○顧問　分かりました。あと、熊本県知事の意見の中で、振動についてがあって、ローターの直径は最大130メートルであり、複数設置されることによる共振の発生の可能性について検討する必要があると書かれているのですが、この振動というのは地盤振動のことでしょうか。それとも空気振動のことなのでしょうか。

○事業者　熊本県の審査会の中で指摘された中身としては、地盤の方をおっしゃっていたかなとは思っております。

○顧問　私は余りこういう例は知らないのですが、ローターが大きいと地盤に大きな振動が発生するという事例等があるのでしょうか。

○事業者　こちらについて調べてみたのですが、そうした事例は把握できておりません。

○顧問　分かりました。500メートル離れているということなので、地盤振動の距離による減衰と、粘性関係による減衰を見ても、多分50～60デシベルぐらいは差があるだろうから、もし共振があったとしても、そう大したことはないのかなと思っているのですが、なぜこういう意見が出たのかということで聞いてみました。ありがとうございました。

もう1つ、地元の方との合意形成はもうかなり進んでいらっしゃるのですか。先ほど、水切りのところの関係で漁業関係者とは合意形成ができていると言われていました。ただ、今回10カ所ぐらい調査ポイントがありますが、住民の方との間で不安が残っているということなのですが、特に大きな反対があるということではないのですね。

○事業者　そうですね。基本的に皆さんから了承をいただいています。先ほどご説明させていただいたとおり、一部の方で騒音とか少し気にされている方もいらっしゃいますが、特に大きな反対は頂いておりません。

○事業者　補足させていただきますと、音に関してはご心配していらっしゃる方が一部いらっしゃいます。ただ、これに関しては、調査の結果をもって、それをきちんとお互い話し合いながら見ていきたいと思いますという関係ができているとご理解いただければと思

います。

○顧問 分かりました。いずれにせよ、使用する機種もまだ決まっていなかったか。それが確定してから準備書段階に進む過程で計算して、影響の程度を調べることになるかと思っておりますので、その時点で必要があれば地元の方にも十分な説明をしていただくとよいと思います。

○顧問 今の知事意見のところの共振の話なのですが、わざわざ知事意見として出てきているので、その背景について、何をベースに共振という話をされているのか、具体的なバックボーンを調べておいていただけますか。文献上では分からないので、特に見当たらないということではなくて、やはり専門の先生が発言されたことをベースにされているのだと思うので、そこは確認だけはしてください。よろしいですか。

○事業者 確認するようにいたします。

○顧問 最初の段階で聞き損なってしまったのですが、方法書では4,500kW、15基で、図面上では今の段階では4,300kWで14基ということなのですが、配置参考図面でいくと14基の配置なので、今の段階でこれが15基になるということはないですね。

○事業者 ないです。

○顧問 15基になるという話になると、また改変の場所が変わってきたり、配置のレイアウトが多少変わったりするので、ちょっとややこしくなるので、14基が13基になる可能性はあるかもしれないが、15基になることはないということで理解しました。

では、岩瀬先生、お願いします。

○顧問 最後に時間があつたら聞きたい素朴な疑問があつて、まず基本のお話として、最終的な結論は、先ほど事業者さんの説明で、要するに住民の方の騒音についての不安を取り除くということが一番大事なことだろう、それに対応されることを是非履行していただきたいということに尽きると思います。

あと、少し気になっているのですが、今話が出ていました知事意見の総括的意見のところでは騒音と超低周波音という文言があるのですが、個別の方については超低周波のキーワードはあるのですが、騒音というのがないのですが、これは審議会等の中で、もしかしたら騒音が抜けてしまったのか。あるいは、事務局では補って説明していただいていたようですが、その辺は、多分、経産省からの勧告の話で少し変わりがあるかもしれませんが、いかがだったのでしょうか。議論はあったのでしょうか。あるいは騒音は問題なくて、よく分からない超低周波音だけが課題かなという議論だったのでしょうか。

か。

○事業者 これに関しては少しご説明させていただきますと、本来的には指摘すべき内容については騒音にフォーカスすべきなのではなかろうかという議論が最初はございました。超低周波をそこに入れるかどうかという話はございました。ただ、超低周波に関しても地元の方々から一部ご懸念のご意見もあるということで、これは県知事意見の方に騒音と超低周波という形で含まれるという、そこまで検討した上でこの2つが選ばれているというところがございます。個別の大気環境の(1)の部分の本文中に、騒音がない理由に関しては、どういう意図があったのかというのは我々事業者側では把握しておりません。

○顧問 あと、気づいたのですが、方法書の121ページにいろいろな条例等の記載があり、私、初めて見たのですが、3.2-31表に音響機器に関する騒音の規制基準というのが掲載されています。初めて気づいたというか、ほかの事業者の方法書にもあったのかもしれませんが、改めて見て、これもこの事業にかかわりがあるのかと思ったのですが、通常、コンサルさんもいらっしゃるようですが、これはあれば載せる項目なのではないでしょうか。

○事業者 生活環境の保全等に関する条例として記載がありましたので、図書の方には載せております。

○顧問 了解しました。後でまた最後の方に簡単な質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。私が申し上げたいのは、最初に申し上げたことに尽きます。

○顧問 それでは、他の先生。

○顧問 私からは、部会長の質問に対する風車の影に対する回答についてお伺いしたいのですが、15ページの16番ですが、実気象条件を考慮した解析の実施を検討されたいという質問に対して、ご回答の後段、一番最後のところですが、なおかつ1年分の風況データが準備書までにそろいましたら、実際の気象条件を考慮する場合の解析も実施いたしますという回答なのですが、これは読みようによっては、もしこういう条件が出てこなければ別に構わないのですが、不完全な準備書を出すと宣言されているようにも読み取れるのですが、どうなのでしょう。普通はちゃんとデータをそろえてから準備書を作成すべきなのではないでしょうか。

○事業者 これに関しては、きちんと風況データが1年以上たまってからでない準

備書についてはとりかかりませんので、その点についてはご安心いただければと思います。

○顧問 分かりました。

○顧問 他の先生、お願いします。

○顧問 濁りの件で、249ページの調査、予測及び評価の手法の水環境のところを読んでいたのですが、いろいろな調査をすとかというのはこれでよいと思います。また評価の手法で、水の濁りに関する影響が実行可能な範囲で回避又は低減されているか検討し、という文章はこれでよいと思うのですが、これをするためにどういう方法でやるのかを記載するのが方法書だと私は思っていますので、それが何も書かれていません。例えばどういう雨が降ったときの濁りを想定するのか、とかが欲しいというのが1つ。

もう1つは、6番目の下から3行目に、沈砂池からの排水が河川に流入するか否かを推定するとの記載がありますが、この河川という言葉が行政上の河川ではなくて、清野顧問の質問に沢すじのことが書いてあるので、その辺のところを考慮してください。

○事業者 1点目が、降雨時の条件等について、今後記載は改めて分かりやすいように検討させていただきたいと思います。現時点ですが、検討しておりますのは、最寄りの気象観測所の降雨量のデータを使いまして、各事業の造成期間中の確率雨量強度を設定して検討することを考えております。

○顧問 何年確率とか、そこまで欲しいのです。

○事業者 こちらについては、ちょっとまだ何年というのは検討中なのですが、2年もしくは3年の確率雨量強度を検討しています。

○顧問 ちょっと少ないかなという感じがします。要するに、10年とか何年という、その方法でこの評価ができるかというのが方法書の審査だと思います。

○事業者 今後検討して記載を改めたいと思います。

○顧問 多分、準備書のときに、この確率統計のデータだと、少し小さ過ぎるのではないかということになるので、行政の判断基準もあるので、それも参考にして、安全側の数値で計算された方がよいと思います。

他の先生、いかがでしょうか。

○顧問 16ページに残土に関する事項があるのですが、土量収支の均衡に努めるということで、残土は埋め戻し及び盛り土に使用して、土捨て場の設置はしないという予定で書いてあるのですが、もちろん準備書で結構なのですが、まず切り盛り土量の計算をし

てください。それから、本当にこの地形で土捨て場を設置せずに土量収支がゼロになるのかどうかというのは、私は直感的に疑問なのですが、その辺については、いかがでしょうか。それから、ここでは、杭は打ちますか。

○事業者　　まず1点目の部分ですが、これはおっしゃるとおりの部分はあるかなと思っ
ていまして、土捨て場と盛り土の部分というところの切り分けがなかなか難しいところ
があるとは思いますが、全体の収支としては場内で土をバランスしたいと考えていま
すというのが1つ目の答えです。

2つ目の杭に関しては、現在検討しているところでございます。

○顧問　　杭を打つ場合と打たない場合では、計画高さの設置の仕方が変わるので、
やはり盛り土と土捨て場は違います。盛り土というのはあくまで工事目的物がある場所
での盛り土なので、土捨て場を造るとなると、またそこで植生が失われます。周辺の様
子を見ると、巨木なども結構多く分布していて、植生の生産力は非常に高い土地だと思
うし、土壌も表土も結構よい感じがします。10ページの緑化の計画のところでもあるの
ですが、切り盛り法面は可能な限り在来種による緑化、吹きつけを実施し、とあるので
すが、こんな簡単なことではなくて、できれば表土保全とか、切り土のところは吹きつ
けでもよいのですが、盛り土のところは例えば表土保全して、埋土種子を使って植生を
復元するとか、衛星写真などを見ると、非常に植生が豊かそうなので、きめの細かい対
応をした方がよいのではないかと思います。

これもお願いなのですが、切り盛り土量の算出と同時に、植生ごとの伐採量の推定は
どのぐらいになるのか。ここの敷地の中には巨木は存在していないのでしょうか。これ
も細かく調べていくうちに分かると思いますが、伐採量を低減するという事はそう簡
単ではないと思うので、ただ、先ほど言ったように、土地の生産力が高いので、割と植
生は回復しやすい場所だと思うのです。そういう意味では種子吹きつけなどに頼らずに、
もとの土地の生産力を生かした植生復元というか、そういう方向性もこういう土地では
検討した方がよいのではないかと思います。

○事業者　　ありがとうございます。検討してまいりますというところで、1点補足にな
るのですが、こちらの我々が選んでいる場所なのですが、人工林と雑木林、ほぼ二次林
でして、整備がもう少し必要なのかなといった山の状況になっております。

○顧問　　他の先生、いかがですか。

○顧問　　それでは、植物関係なのですが、まず60ページのところで、植物相の概要があ

りまして、これは補足として説明資料にも書いていただいたのですが、裸子植物がなしということなのですが、この植物相の概要は、下の参考資料のところを見ますと、自然環境保全基礎調査と出ていて、何かこの辺のまとまった植物相の文献とか、そういったものでなしにしているのでしょうか。これは自然環境保全基礎調査ですから、植生調査表から起こして作られたということなのでしょうか。確認です。

こういったところですから、特にそういったまとまった目録はまだ発表されていないとか、あるとは思いますが、別にこの自然環境保全基礎調査の植生調査表から作られても全然問題はないわけなのですが、植生調査表だけですと、全てのフローラを網羅しているとは限りませんので、合計も見ると140種類ということだと思っておりますが、これしかありませんので、多分もっと出てくる可能性がありますから、ここは実際に現地に入られて十分に確認していただければと思います。

それから、その下の植生の概要のところ、これは言葉の使い方なのですが、2行目のところに、ヤブツバキクラス域代償植生及び植林地・耕作地植生が広がるとあるのですが、多分ここで言っている代償植生というのは、植生図にあるとおり、樹林、コナラ林、シイ・カシ萌芽林、伐採だと思っておりますが、植林地・耕作地も代償植生ですので、植生図の方ではそのような凡例になっているかもしれないのですが、これは説明ですので、みんな代償植生になるということで整理していただければと思います。

それから、これも少し確認なのですが、61ページの植生図のほぼ真ん中辺のところ、白抜きに近い色があり、多分これは造成地ということなのですが、突然ここに造成地が出てきているのですが、これはどういった形のものでしょう。

○事業者　こちらはミカン畑があった場所になります。

○顧問　これはミカン畑が伐採というか、造成で裸地化しているような状況なのでしょうか。

○事業者　裸地化はしていません。

○顧問　何の植生がついているのかとか、どんな状況でしょう。

○事業者　純粹に果樹園です。ミカン畑となっております。

○顧問　そうすると、造成地ではおかしいですね。Cの字型に書かれていますが、これはmの造成地ではないのですか。

○事業者　文献上は造成地になっているのですが、実態としては、斜面上にあるミカン畑がここには存在しているということです。

○顧問 分かりました。そうすると、造成というのはミカン畑を造るために造成されたところであったということですね。今ではそれが成長してミカン畑になっているという理解でよろしいですね。

○事業者 今、他の先生からご指摘いただいているところなのですが、これ以外にも、実は北の方に、この植生図上では、干拓地という凡例のものが内陸のところにございまして、お分かりになりますでしょうか。

○顧問 四角いものですね。

○事業者 はい。恐らく、環境省のGISの分を用いてこれを作ったのですが、これを作った後に、ちょっと誤記が確認されたので、これについては環境省に問い合わせをしているところがございます。ですので、今の真ん中あたりにある造成地とかも含めて、この図画については少々そういう誤記的なものが多いかなと思いますので、そこは今、先生がおっしゃられたように、特に対象事業実施区域のところは現地調査でしっかりと見ていきたいと思っております。

○顧問 分かりました。そうしますと、それと関連してくるのですが、69ページの環境類型区分図があります。そのこのところで、今ご指摘いただいた干拓地も含めて、この造成地、これ、5番になっているのですが、市街地等だとちょっとまずいかなと思います。植生が余らないという意味で含めているということかもしれないのですが、やはり市街地は市街地で全然違うものですので、明確にさせていただければと思います。

それから、68ページ、これも言葉の使い方の細かいところで、山地二次林という言葉が使われています。主な地形として山地、丘陵地とあるのですが、これは特に区分していないようですが、ここで言っている山地と丘陵地の定義づけというのですか、区分はどのように分けているのでしょうか。環境類型ですので、植生が反映されてくると思います。そうすると、植生の方の山地だとか丘陵地というのは、例えば山地でしたら、ブナ帯といいますか、山地帯に当たってくると思います。ここはそんなに標高が低くなくて、みんな常緑広葉樹林域だと思います。そうすると、類型区的にいけば丘陵地かなと思いますが、その辺の言葉の使い方をもう一度ご確認いただいて、山地だと変な気がします。一般的には山だから山地ということではないと思います。その辺をご検討ください。

○顧問 これも多分、準備書の段階で現況を確認して、全面的に手を入れていただいた方がよさそうですね。結局、植物にしろ、動物の調査にしろ、生態系の調査にしろ、そ

ここでみんな変わってきてしまいます。調査点が変わってくる可能性があるのですが、できるだけ早い段階で植生の現況確認をしていただきたい。そうしないと、調査点の代表性とか、配置が妥当かどうかというのにもみんな影響してきますので、植生調査はできるだけ速やかに効率的に実施していただいて、調査点の配置も、もう一度調査にとりかかる前によく検討していただきたいと思います。

他の先生、いかがですか。

○顧問 質問、コメントを幾つかさせてもらいましたが、最初に、文献調査の53ページについて、質問としては19番です。鳥の方ですが、この表の中で1つだけシマアカモズという亜種が書いてあるので、それについてお聞きしたのですが、アカモズとして、注としてシマアカモズに直しますということなのですが、実際にアカモズは見られていないのですかという質問には回答はないのですか。ご承知のように、亜種アカモズはもう少し遠くまで、本州の方まで渡るのですが、シマアカモズはこの辺でとまってしまったりもします。熊本県だと見られていると思うのですが、この辺は見られなかったということだけなのですか。

○事業者 その辺も再度確認して、準備書の方で修正させていただきたいと思います。

○顧問 いずれにしても、これは表ですから、文献のところで見つからなかったといえれば、それでよいのですが、現地調査でシマアカモズだけではなくて、普通の亜種アカモズが見つかれば、それでまた意味があると思います。

それから、20番目のコウモリの飛翔高度調査は2つの高度ということで出されているので、これは納得しました。

それから、21番の質問なのですが、特に鳥の方ではツルを中心として渡り鳥が問題になるだろうということで、渡りの調査をされているみたいですが、その調査地点がどうも実際の風車を建てる場所から遠そうな気がします。これで正確に飛翔高度が把握できるかということを質問したのですが、今後検討して場所を決めたいということです。

それはそれでよろしいのですが、1つ、ちょっと素朴な疑問なのですが、ツルにしても、アカハラダカにしても、渡りのことをすごく気にして、もちろん渡りがここを通過するのが中心になるので、渡り高度とかというのが一番データとして必要だというのは分かります。ただ、例えば文献でも何でもよいのですが、下島の方で実際にツルがおりたとか、そういう記録があるかどうかというのも調べていただきたい。要するに、何らかのアクシデントというわけではないのですが、何らかの形で、途中でおりてしまったと

ということがあるのではないかという感じがします。そうすると、高度を少し低くしたりする可能性があるので、その辺の記録がもしあるならば、調べて頂きたい。

それから、特にアカハラダカだと、一旦ずっと上空まで上がって、それからすうっと行く分には問題ないのですが、途中で天候等が悪化した場合は、近くでおりてしまったりなどすると、次の日に一度に飛び立ちますので、そのときには、いきなり山からアカハラダカが湧いてくるような感じになります。そういう場合は飛翔高度とかをしっかりと把握できるような調査をされた方がよいと思うのですが、その場合、アカハラダカにしても、結構渡りの時期が限られています。その時期に集中的にやって、天候条件とか、何かいろいろなところも含めて、そういった現状を調査された方がよいと思います。

それから、26番の質問なのですが、上位性注目種にハヤブサを、ハヤブサがあまり上位性注目種としてここで適当でない場合は、そのほかのミサゴとかテンを考えていますという話になるのですよね。もしハヤブサを選んだ場合に、ハヤブサの餌動物としては小型鳥類全般みたいな漠然としたものなのです。恐らくこのあたりだと、海岸近くを餌場というか、捕食の場に行っていると思うのですが、そうすると、実際、山の中まで入ってきて、どういう小鳥類を捕まえているのかよく分かりません。要するに捕まえやすいものを捕まえていると思います。その辺のところ、これは厳しい注文かもしれませんが、実際にハヤブサを扱われる場合も、捕食行動なり、餌動物はどんなものなのかというのは把握してからやられた方が、ただ単に餌になる可能性の鳥が定量的に見たらこれだけの量いますというだけでは、少し説得力に欠けるような気がします。

それから、もしハヤブサが適当ではないといった場合、ミサゴになったりすると、何かもっと適当でないような気がするのですが、基本的にミサゴは、餌場はやはり外に出て行きますから、もちろん営巣地が近くにあれば、営巣環境としての好適性は出るかもしれませんが、生態系で見た場合に、どこに影響があるかということです。

テンも挙げていますが、テンももっと適当でないような気がします。というのは、テンは餌動物としてはどうしても地上性のものを選ぶと思うのですが、風車による生態系への影響といった場合は、風車に影響があると思われるような動物が何らかの影響を受けて、その上位性になる、それを餌として、生息する上位性の種の影響ということで考える問題なので、テンになった場合はどうなのかなという気はしないでもないです。

ということで、現地の調査をされてからもう一回検討されるのかもしれませんが、上位性注目種というのはなかなか選びにくいという気がします。その辺のところ、実際に

現地調査されて、準備書としてまとめられるということでしょうから、その結果を見てということになると思います。

それから、方法書の311ページに配慮書についての住民意見が載っていて、その中には、鳥に関して、アカハラダカとかツル類についても非常に懸念を示している意見があるのですが、特にクロツラヘラサギに懸念を示されている方がおられます。ご承知のように、クロツラヘラサギは確かに世界的にも数が少なくなっているのですが、それがこの八代海とか本土とか、その辺でとどまったりするという事も記録があるみたいですので、やはりこの辺、文献ももちろんですが、クロツラヘラサギが出現しそうな時期に調査時期を選んだ方がよいのではないかと思います。クロツラヘラサギはこの辺、越冬しますか、通過ですか。クロツラヘラサギの記録を見て、ちょうどそのころに調査時期を選ぶような配慮があればという気がします。

○事業者　今、4点いただいたのですが、1点目のツルのおり立っているかどうかという情報と、4点目のクロツラヘラサギのことでございますが、既に野鳥の会の熊本県支部さんともいろいろと情報交換をさせていただいておまして、その中にツルがおり立つというか、越冬する場所がこの下島にあるかどうかとか、そういったところの資料等も今、頂戴しているところでございます。そういったものを加味しながら、調査の方には反映していきたいと思っております。

クロツラヘラサギは、意見の方にもございましたように、どちらかというところ、この島の東側の海側という情報をいただいております。野鳥の会さんとの情報交換の中では、直接この場所に飛来するとか通過するという可能性は今のところは低いのではないかと、お話はいただいております。ただ、それも踏まえて調査では確認していきたいと考えているところでございます。

それから、2番目のアカハラダカの渡りの時期も、他の先生のおっしゃる、もっともなことでございまして、特に北の方の渡ってくるだろうと思われるところの情報を見ながら、ピークに当たるだろうと思われる時期に調査の方を集中させたいというのと、天候によっており立つ可能性も十分ございますので、そのあたりは天候を見ながら調査時間を朝早めたり、そういったところで臨機応変に対応していきたいと思っております。

それから、一番難しいご質問の上位性のところでございます。確かにご意見のとおりでございまして、ここは、まずクマタカは確実に生息していないところでございまして、一方で、猛禽類も情報としては非常に薄いところでございます。そういった意味で、可

能性という観点で、今ハヤブサを候補に挙げているのですが、こちらについてはまだ先行的な調査等も行っておりませんので、現地に入った中でそういった上位性に該当するような猛禽類とかがほかにも出てきた場合には、餌種の観点も含めて検討したいと考えております。

○顧問 フクロウなどはやはり調査しにくいのですか。

○事業者 ご意見としていただいております。

○顧問 私もミサゴというのは疑問があり、ハヤブサも少しいかがかという気はしましたが、生態系の食物連鎖図を考えたら、調査はやりにくいのかもしれませんが、フクロウがあるのだったら、フクロウは結構対象になるのではないかなという気がします。活動のメインが夜間ということで調査が大変なのかもしれませんが、何か工夫すればできるのではないかという気がします。

もう一点は、テンについては、例えばどのようにテンを使うかということにもなるかと思うのですが、テンの場合は掃除の役割もします。風車ができることでテンが寄ってくるのではないかなという予測、評価もできるかもしれない。その辺はどのように考えるか、テンとか、キツネとか、イタチとか、そういったものが、風車に小鳥類が衝突してスカベンジャーとして持ち去ってしまうという事象が恒常的にあれば、逆に風車の周りにそういったものが出現する頻度が高くなる可能性があるというイメージの解析も可能かもしれません。その辺は少し検討してみてください。

他の先生、お願いします。

○顧問 今まで先生方がいろいろ言われてきたことをきちっとやっていただくということだと思うのですが、繰り返しになりますが、おつき合ください。

まず、補足説明資料の5ページで道路を示していただいている、これで改変区域がよく分かったのですが、もとのバックグラウンドは、国土地理院の地形図ですか、全ての調査にこれを使われているのですが、この情報が古いのですかね。衛星写真で見ると、こちらの赤の破線の道路がはっきり写っていて、ここに道路があるのだというのが分かるのですが、地形図にはこの道路の情報が全然ありません。だから、この地形図と調査地点とか、環境影響をここで把握できるかというのを検討すると、戸惑ってしまうのです。実はここに道路があるという情報がないと、本当に地点が適切なのかというのを見たときに、困ることになります。やはり最新の情報をもとに、少なくとも事業実施区域内の既設道路の情報は入れておいていただいた方が良いと思います。逆に言えば、こ

らの線になっている道路は使えなくなってしまうのか、あまり線として出ていなかったりするところもあるので、そういう道路の情報は改変区域に直接かかりますので、アップデートしておいていただいて、準備書の方はそちらで示していただいた方がよいと思います。全面というわけではありませんが、少なくとも黄色で囲っている対象事業実施区域の範囲については、そういった処置をできるだけ全ての図面で対応していただきたいと思います。

先ほど他の先生からもいろいろコメントがあったと思うのですが、275ページの渡りの調査地点についてです。基本的には一応視野をカバーするというで設置していると思いますので、まずは視野角、視野範囲の図面は他地点と同じように作っていただくということが基本かと思います。

あと、ここは結構渡りでいろいろ地元からも注文が多いようなので、ツルも押さえなければいけないということになっていると思います。文献でも上げておられましたが、ツルはかなり高いところを飛ぶので、実際この辺で田んぼにおりてくることがなければ、それほど低いところを飛ぶというのはないので、確認ということになってしまうかと思います。逆に、他の先生からもありましたが、アカハラダカなどは森に入ってくる可能性があります。

地元意見で出ていたと思うのですが、ここの地点の周辺だけではなくて、多分、鹿児島から対馬の方まで、ずっとアカハラダカのルートがあって、そこにそれぞれネットワークで経年的に観察している場所があると思います。それらの情報はかなり重要で、そういった情報を使わせてもらえるということであれば、事前にどういった気象条件のときにピンポイントで個体数が多く観察されているかというのが分かりますので、結構年によって変動もあると思うので、是非その辺の情報を先に入手して、いつの時期に、どういった天候条件のときに観察するのが一番ベストかというのを検討していただくと、よいデータになるかと思います。

あとは時間帯です。朝の方から見ますとご回答があったと思うのですが、夜明けから見ていると、朝のうちは結構低いところを飛んでいて、昼間になってくるとだんだん高いところに上がってしまうという傾向もあるので、時刻と時期、それから前後の気象条件も調査をやっていたら、準備書段階ではこういった条件のときに調査をしましたという情報も一緒に出していただいた方がよいかと思います。

あとは、低いところを飛ぶと、上から見ていると尾根に入ってしまったところは見え

ないので、観察しにくくなります。そこをどうカバーしていくかというのは若干難しいところがあると思います。M4などは道路のところ、尾根側になっているので、多少開けていて見えるとは思いますが、M5とか、尾根側のところが見えるところを参考に、どういった稜線のところに入って行くのかというのを追いかけていっていただければと思います。可能であれば、少し稜線側で見渡せるようなところがあれば、そういったところに調査地点を設置していただくとよいかもしれません。その辺はご検討ください。

○事業者　今ご指摘があった調査地点ですが、こちらのM4の方は道路沿いなのですが、ここが結構開けたところですので、そういったところをしっかりと選定しておりますので、そういったところをちゃんと見ていきたいと思っております。

○顧問　それから、生態系です。上位性は他の先生からもご指摘があったとおり、ハヤブサ、ミサゴでは、実際にこのフローにあるような解析で採餌場所を出してしまうと、全部海側の方に行っているという結果になってしまう可能性もあると思います。あまりに事業地から離れているのではないかと、という話にもなりかねないので、一応、猛禽類のほかのものが出ないかどうかという可能性を今検討いただいているとは思いますが、両先生からフクロウはどうかという意見もありました。

少し経験的なところで言わせていただくと、フクロウを選んでいるほかの地点もございまして、風力ではありませんが、風力ですと、どうしても風車ができるので、そこを飛ぶ猛禽類ということで、やはり上位性の大型の希少猛禽類をメインに見られるとは思いますが、土地の改変という視点で見ると、また違う見方ができるのではないかと思います。例えばフクロウですと、餌はネズミ類になります。今、シャーマントラップを尾根の方につけていただいているので、これで餌の定量評価をできるかと思います。

あとは、繁殖場所は探してみると、なかなか難しく、そんなには見つからないのですが、経験的な視点でいくと、例えば大径木で樹洞ができやすいようなところを探していただくと、そういうところを避けられているかどうかというのが1つの焦点になると思います。空中写真で見ますと、実際には、植生という区分で見ると全部シイ、カシの二次林なのですが、樹冠だけで見ると結構大きい樹冠のところもあるので、そういったところで少し大きい木があるのかなのかという視点で調査していただくと、フクロウにとって繁殖可能な場所がある程度は分かります。あとは夜間の調査をやるのであればレコーダーとかも使えるでしょうし、いろいろ工夫すれば、できなくはないかな

と思いますので、ご検討いただいて、難しいというか、ほかに適切な種があるようでしたら、そちらにさせていただくということもあるかと思います。ご検討ください。

それから、典型性でタヌキということで、まず食物連鎖図で、71ページにあります。先ほどハヤブサか、ミサゴか、テンかという上位性の話で、タヌキもこの上位消費者のところのグループに入っている。典型性で選ぶには、このままだと少し上位過ぎるかなというのがあります。もし典型性でタヌキを選ばれるのだったら、その辺は工夫していただいた方がよいかと思います。

このあたりのタヌキなのですが、これも少し経験的な話なのですが、九州は結構アナグマが多いです。タヌキとアナグマの糞は見ても分かりません。地元の哺乳類の専門家の方に入っていて、これがタヌキで、これはアナグマだと説明を受けて調査をやったのですが、DNAで調べたら全く違っていました。なので、意外に経験的に動物の糞はこれだと言われていることは余り信憑性がないので、同じぐらいの個体数でまじっている地域で、あるいはアナグマの方が多い地域で、どういう種判定をやるかということとは少し工夫が必要かなと思っております。あとは、タヌキでやるのがよいかどうかも含めて少し検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○顧問 私から、補足説明資料について、3つほどあるのですが、地点の代表性という質問です。補足説明資料15ページの17番の②代表的な地点に調査点を設けているが、それらのデータが代表的な調査結果を示すのか十分検討されたい。ここで言っている意味の背景は、他の先生もおっしゃっているように、植物群落として見たときに何をもって代表性というのかという話と、私が特に言いたいのは、調査点を例えば大きな常緑広葉樹林の中に1カ所置いた。そのデータが、動物関係のデータ、植物でもよいのですが、1カ所で本当に代表的なデータになるのかという意味合いもあります。例えば落葉広葉樹林、常緑広葉樹林の代表的な地点に1カ所ずつ調査点を置けば、それが代表的と言えるかという問題。シイの林と、カシの林とあったときに、あとは落葉広葉樹林とかがあった、それぞれ1カ所ずつでよいのかという話になります。それは結局最後に、例えば生態系の餌の話だとかということになると、そのデータの定量性がどの程度担保されているのかという話になります。そこをよく考えていただきたいという意味合いです。

それから、鳥類などでも、ルートセンサスよりはポイントセンサスをできるだけとった方がよいのではないかと。要は、相の調査をするのであれば、任意踏査をできるだけ頻度を高くやれば、それで十分済むのですが、ルートセンサスという話になると、

環境類型区分をベースにして、そのデータをどう加工するかという話になってきます。そのときに四季の調査で4回やります、1季については1回です、ルートについては1回ですという話になると、N=1のデータをただ積み上げているだけという話になってくる。それよりはポイントセンサスで点数をたくさんとって、最後は将来のことも考えて風車からの距離とか、植生、類型区分の中でも平均化できるかとか、風車が稼働した後に距離的にどういう配置になっていて、それは風車から同じような距離のところを調査したときに、どう変化したのかということが見られるように、比較できるようにデータをとる必要があるのではないかという意味合いがありますので、代表性というのは単純にその辺をずっと相観植生で見たときに、代表的なポイントに1ヵ所置きましたというだけでは答えにはならないと考えていますので、準備書に向けて調査点の見直しも含めてその辺をよく加味して調査にとりかかってほしいというのが1点目です。

もう一点は、他の先生の質問にもありましたが、裸子植物がないという記載なのですが、その同じページのところを見ると、植林でスギ、ヒノキとかというキーワードが出てくるのに、どうして裸子植物がないのかという率直な疑問が出てくるので、そもそもそういう指摘があると、一体どういう調査をしたのかという疑問感を持ってしまうので、その辺は、方法書の段階とはいっても、よく吟味して出していきたいということです。

それから、住民意見なのですが、事業者の方の説明では、皆さん比較的好意的に受けとめられていると、お聞きする分にはそれでよろしいかという気がするのですが、逆の立場からすると、都合のよい意見だけを代表しているのではないかという見方にもなりかねません。その辺少し注意が必要です。

特に私が気になったのは、配慮書段階ではコウモリとか、いろいろな意見がたくさん出ています。その割には方法書に対する住民意見は1つしかないという、このギャップがすごく大きいので、少し気になっています。これは準備書が出てきたときに、また配慮書と同じように細かい意見が多く出てくるのではないかという懸念がありますので、今の段階からコミュニケーションをしっかりとっていただいて、配慮書段階でたくさん出ているような意見が改めて準備書段階で出てくることのないように努力していただきたいと思います。

よろしいでしょうか。では、他の先生。

○顧問 補足説明資料の14ページの集水範囲、清野顧問の質問に対する答えの絵がある

のですが、これはどうやって見るのか教えていただきたいのですが、川のところが2つに分かれています。普通尾根で分かりますよね。上の方の風力発電機の設置範囲は、尾根だと思いますが、違いますか。見方を教えてください。

○事業者 集水範囲の都呂々川と松浦川の範囲のところが尾根線の線が入っていないため、ちょっと分かりづらくなってしまっているかと思うのですが、こちらは風力発電機の設置候補範囲のところは尾根になっておりますので、両サイドに2つに分かれています。

○顧問 集水域として破線が引いてありますよね。これは尾根ですか。

○顧問 多分、他の先生が言っているのは、事業者が作った集水域の図というのは正しい集水域を示していないと言うことです。要するに、河川があつて、河川に向かって斜面が両方にあります。事業者がやっているのは、斜面の両側を別々に書いているのですが、集水域は尾根を囲んで川に流れこむ斜面の両側の範囲を言います。

○顧問 要するに、そこに降った雨がどこへ流れていくかを知りたいので、この図面は、その様になってないのではないかと思います。

○事業者 これは風力発電機の設置候補範囲を改変区域として、その水がどの川に行くかということをお示ししたものになります。

○顧問 それにしても変でしょう。これは集水域になっていないと思うので、検討してください。

○事業者 承知いたしました。検討いたします。

○顧問 他の先生。

○顧問 少し調査地点の選び方の説明だけ聞いておきたいのですが、まず方法書100ページを見てください。この100ページで風力発電機の設置候補範囲と最も近い集落が500mぐらいであるというのが示されています。一方、247ページに騒音、振動の調査位置が書いてあるのですが、先ほどの0.5キロに相当する場所は多分騒音⑤に当たるのだらうと思うのですが、最も近い集落は必ずしもこの場所ではではなさそうです。

それから、よく見ると、騒音の調査点の7番であるとか、2番であるとか、意外と風力発電機の設置候補範囲に近いです。それと同じぐらいのところに騒音⑧というところがあるのですが、このもう少し北側に集落があつて、先ほどの騒音⑦とか騒音②くらいの近さになっているのですが、ここを選ばなかった理由は現地に入りにくいとか何かそういう理由ですか。

○事業者 騒音の8番のところなのですが、実際に調査地点の選定のために地元に入ったときに、北側の方の集落の方はあまり家にいらっしゃらないということで、週末ぐらいにしかいらっしゃらないとご近所の方にお聞きしまして、騒音⑧の方が定常的に住まわれているということでしたので、そちらの方に設定しました。

騒音の5番につきましても、最寄りのところではなくて、少し北側の方に設定しておりますのも、住居としてはあるのですが、そこに住まわれているということが確認できなかったために、騒音⑤の方が、人が住んでいらっしゃいましたので、こちらに調査地点を設定しました。

○顧問 分かりました。多分、準備書で騒音予測するときはコンター図を引かれるでしょうから、そのコンター図の線と集落の関係を一応意識しておかれて、必要があれば、予測地点とは違っていても、少し評価しておいた方が安心材料になるだろうと思います。

○事業者 承知しました。

○顧問 他の先生、お願いします。

○顧問 67ページの巨樹・巨木林の位置で、真ん中の小松宇土で、樹種不明と書いてあるのですが、これはすごく気になって、これが植物の調査位置のところに入っていないのですが、是非樹種を同定してほしいと思います。

○事業者 文献上では不明となっているのをそのまま記載させていただいています。現地調査の際にあわせて確認させていただきたいと思います。

○顧問 もう1つ、最初にご指摘したことと関連するのですが、管理用道路を拡幅、新設する箇所の、道路を中心線にした縦断図、計画と現況、それから発電機の位置での横断図を是非準備書で作ってほしいと思うのですが、よろしくお願いします。

○顧問 他の先生。

○顧問 専門家の意見をお聞きしていて、方法書では陸産貝類とクモ類と植物ですか、シダ関係でお聞きになっているみたいですが、重要種がどうかという話ですと確かにそうなのですが、全般的な調査とかに関しては、配慮書段階で逆にコウモリの先生とか、保護団体の鳥類の専門家の方にお聞きしているのですが、方法書では何で調査の内容についてはお聞きしなかったのですか。

○事業者 配慮書で聞いた項目について、方法書で聞けなかったかということでしょうか。

○顧問 配慮書は恐らく実際どういう情報がありますかということでヒアリングされる

のだと思うのですが、方法書については調査の中身の妥当性についてヒアリングされると思います。いつもながらコウモリなどは結構問題になる分類群ですし、調査に関して、今回方法書に対して全く意見が出ていないというのが非常に気になるので、その辺はコウモリの先生にお聞きになったりしなかったのかなということが若干気になっております。

○事業者 配慮書の段階の専門家ヒアリング、180ページのところを見ていただいているのかなと思うのですが、こちらのコウモリの有識者の配慮書の意見聴取の時点で、調査方法とか調査時期、いわゆる方法書で本来聞くような意見のヒアリングもあわせてこのときにさせていただいておりますので、そういう意味では、配慮書に対してコウモリの意見をたくさんいただいたのですが、その内容はここの専門家で意見聴取した内容でほぼ全てカバーできると判断いたしましたので、方法書では再度ヒアリングすることはしませんでした。

○顧問 もし準備書段階で何か意見が出ても、一応回答はできるような調査になっているということによろしいですね。

○事業者 一応、配慮書段階でいただいたコウモリの意見に対してはカバーできるような調査をこの方法書の中でお示しさせていただいていると考えております。

○顧問 岩瀬先生、お願いします。

○顧問 住民意見は、この近くにお住まいの方の意見ということで、非常に静かな環境にお住まいだとおっしゃっていて、騒音の話で、少し気になっていることがあるものですから、何かお考えがあればと思って質問させていただくのですが、やはり騒音では予測と、それに対する評価が非常に大事なことで、それをもって、先ほどのアセスメントの図書ができた段階でまた協議するという話がありましたが、そのときにやはり予測と評価、それから、実際の事業地の状況があると思います。今までの一般的な予測方法ですと、例えば騒音の出力、許容値、あるいは減衰値ですか、距離減衰とかそのほか、それで予測値が決まってくるのですが、例えばパワーレベルでいうと定格値を使うということが結構一般的に行われていたと思います。それから、減衰では比較的減衰しないというパラメーターの与え方で予測して、それが例えば環境基準と比べてどうだという評価をされていたと思うのですが、最近の例で言うと、パワーレベルについては定格値ではなくて、風況観測の結果に基づいて、それよりも低い速度に基づいてパワーレベルを設定して、地盤状況についても、こういうものだから、こういうのを適用して、減衰を

見込んで予測するという例が見えてきています。

そのときに、例えば定格出力でないときにどう設定するかということが非常に大事なことだと思うのです。これから風況調査をされるというときに、場合によってはそういうことをお考えかもしれませんが、そのときに果たして換算化ができますか。それを統計的に処理して、実際に騒音の出力がどうなるかというのに当てはめるときに、それを定めるには、要するにメーカーが言っている地上高10mに換算した風速でパワーレベルを推定しようとされるのですが、実際に観測したサイトの状況と、実際に配置される場合に換算した10mの風速との関係は一体どうなっているかということが非常に疑問なのです。

例えば、方法書でいうと8ページに非常に単純な絵があります。それから、補足説明のところの9番の質問に対する風速計の配置がありますが、非常に単純なモデルです。でも、この事業例でいえば、こういう単純な状況ではなくて、尾根の上にあります。そのときに観測タワーで測った風速が果たして10mに換算したときに正しく換算できているのだろうかという素朴な疑問があるのです。いろいろな地形条件、例えば沿岸などで、こういうものに、今イラストで書いてあるようなものに近いと思うのですが、この事業のように山の中に建っているときに、果たして10mに換算した数値はどういう根拠のもとに計算されているのかということを知りたいと思って、質問させていただきます。

どう適用するかは、お考えはないのかもしれませんが、仮にどうこうという話があると思うのですが、非常に正確に数値を与えられるものなのかどうか。私は、やはりナセルのところの高さでどうこうするとき騒音の出力がどうなるかということが一番大事だと思っているのですが、一般的にはそういうことは行われておらず、10mの換算値によるというのは本当に正確に予測できるものなのかなと思っています。顧問に聞いてもよろしいのかもしれませんが、コンサルの方でも、事業者の方でも、何かその辺に対する知見をお持ちでしたら、お聞きしたいと思っています。環境省もいわゆる測定マニュアルというところで風況調査をなささいというとき、そのデータに基づいて、うちはこういう設定をしますという意見が結構出てくるのです。それをどう捉えたらいいかというのは私自身が分からないので、少し細かい内容なのですが、何か知見がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○顧問 先生、コメントをお願いします。

○顧問 これから測定されるのであれば、10mにも風速計をつけるとよいと思います。

複雑地形上であれば、風速の高さ方向の変化は場所によって違う結果になると思うのです。ここですと40m、50m、57mに風速計をつけますから、10mとあわせてべき乗則がどうなっているかということ整理してみれば、ここの特徴はこういうものだということがわかりますからこれを上に伸ばすことは可能であると思います。

○顧問 準備書段階でまた具体的に説明していただければと思います。特に、岩瀬先生がおっしゃられましたが、減衰するときの係数の使い方、とり方については、安全側で係数をとるように考えていただければと思います。よろしいですか。

では、他の先生。

○顧問 先ほど他の先生から重要な群落の話が出たのですが、重要な群落はないということで、それはそのとおりで結構なのですが、重要な群落がないからよいということではなくて、やはりその地域、地域で環境保全上、何が重要なのかということの方がむしろ重要なかなと私はいつも思っています。重要な群落というのは天然記念物などに絡んでくるということですので、そうではなくて、ここの一般的な、例えば樹木の萌芽林であるとか、そういったものは生態的には重要になってきて、先ほどの他の先生のお話だと、この辺は結構二次林も発達して、かなり樹冠が大きくなっているものもあるということでしたので、その辺の調査をしっかりとさせていただきたいということ。常緑広葉樹林の萌芽林があるところ、尾根筋の方にもずっとあるわけですが、新設する道路が尾根筋をずっと通ってきているということなので、やはり植生的には尾根筋は非常に弱いところですので、伐採してしまうと、表土になったところからどんどん乾いて土が浸食して行って木が枯れる、あるいはそれが周りにも影響を及ぼしてきます。補足説明資料の8ページの図6、山地災害危険地区というのがありまして、その実施区域のすぐ南側、真ん中の南側に山腹崩壊危険地区というのですか、危険度BだかCだか分からないのですが、そういうのがちょうどかかっている、尾根筋に道を造っていくというと、植生が伐採されてきますから、それが南の方のここの危険度BだかCだかのところに影響を及ぼす可能性もかなりあるのかなという心配をしているところですが、このあたりはいかがでしょう。

○顧問 関連して、真ん中の一番北のところは崩壊土砂流出危険箇所、Aなのです。ちょうど風車のサイトにぶつかっています。その辺、どんな感じでしょうか。

○事業者 まず山地災害危険地区についてなのですが、方法書の151ページの⑥のとこ

ろに内容は簡単に書かせていただいているのですが、これは土地の利用に制限をかけるものではないというものではございますが、簡単に言うのであれば、気をつけなさいという場所であると我々も理解しております、もちろん崩壊ですとか地滑りがこの風車をもとに引き起こされないように、きちんと見ていきたいと思っております。なので、まず土地の利用に制限がかかるものではありません。一方で事業者としては、そういった災害を起こさないように気をつけていきたいとは考えておりますというのがまず1点目のご回答になります。

先ほどの尾根上を伐開することによって周辺に影響が及ぶ可能性があるというところはおっしゃるとおりと思っておりますので、そこは環境アセスの結果を見ながら、配慮した設計にしていくということを検討してまいりたいと思います。

○顧問　あと1点、これは大した問題ではないのですが、重要な種のところで、動物の書き方と植物の書き方が違っていて、動物の方はみんな学名が書いてあるのですが、植物の方は学名がありません。これはほかの事業者さんがやられたものもみんなそういう傾向があるのですが、この辺は何か理由があるのでしょうか。

○事業者　準備書では動物に合わせて修正したいと思います。

○顧問　決まりがあれば良いのですが、統一してください。

○事業者　かしこまりました。

○顧問　今の山地災害危険地区なども、つい昨日大分で災害があったりもしましたので、この辺、土木設計上の配慮を重々されて、安全側で工事ができるような計画を作っていたいただきたいと思います。

一通り環境上の問題としては意見が出たと思います。系統連携は確保されているが、風況のデータを見て改めて事業計画を詰めるという状況なので、それはそれとして、準備書の段階ではできるだけ定量的なデータを出していただいて、議論が先へ進められるようにしていただきたいと思います。

以上で締めさせていただきます。

○経済産業省　ご審議いただきまして、どうもありがとうございました。事業者様におかれましては、今、先生方からいただきましたコメント等を踏まえまして、今後、事業を進める場合には調査、予測、評価していただければと思います。

それと、私どもとしましては、今、先生方からいただきましたコメントと熊本県知事意見を踏まえまして、勧告などの作業を進めさせていただきたいと思っております。

それでは、本日の環境影響評価方法書の審査、株式会社レノバの（仮称）荅北風力発電事業の審査をこれで終わります。本日はどうもありがとうございました。

<お問合せ先>

商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課

電話：03-3501-1742（直通）

FAX：03-3580-8486